秦野市 市民活動補償制度の手引き

秦野市くらし安心部市民活動支援課 (令和6年3月作成)

目 次

1]	市民活動補償	賞制	度し	こ	つし	۱۱,	7															
1	はじめに・	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	制度の構成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	保険の契約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	用語の定義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5	市民活動の具	具体	例		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2]	傷害事故及び	が特	定	疾	病 -	事	坆															
1	対象となる事	事故		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	被補償者	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	補償の種類及	をび	補作	賞?	金智	額		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3]	賠償責任事故	女																				
1	対象となる事	事故		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
2	被補償者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3	補償の種類及	をび	補作	賞	狠	变	額		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4	免責金額	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
4]	もし事故が努	Ě生	し	7	しる	ま・	つ	た	ら	(手;	続	き	の	流	ħ))		•	•	•	7
5]	市民活動補償	賞制	度(Q (& 1	A					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8

【1】市民活動補償制度について

1 はじめに

市民活動補償は、市内に活動拠点を置く市民活動団体や市民活動を行う市民の皆さんが、公益性のあるボランティア活動やコミュニティ活動をしている際に起きた事故に対して、その救済を図るための補償制度(保険)です。

2 制度の構成

この制度は、次の2つの事故により構成されています。

(1) 傷害事故及び特定疾病事故

傷害事故とは、指導者等又は参加者が市民活動中に発生した急激かつ 偶然な外来の事故により負傷、死亡又は熱中症並びに細菌性食中毒及び ウイルス性食中毒を発生した事故をいいます。

特定疾病事故とは、指導者等又は参加者が急性心疾患(心筋こうそく、 急性心不全等)又は急性脳疾患(くも膜下出血、脳内出血等)を原因として、24時間以内に死亡した場合、又は病院に搬送され退院することなく30日以内に死亡した場合の事故をいいます。

(2) 賠償責任事故

市民団体及び指導者等の過失によって、市民活動中に参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいいます。

3 保険の契約

この制度は、秦野市が保険会社と契約し、保険料は全額市が負担しています。

各団体等は、本制度への加入や事前の届出は必要ありません。

4 用語の定義

- (1) 市民団体(次の全ての要件を満たす団体)
 - ア 市内に活動拠点を置き、自主的に構成され、市民活動を行う団体
 - イ 地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育 活動等の公益性のある活動(秦野市民や社会に貢献する無償の活動)を 行う団体
 - ウ 継続的、計画的な活動を行う団体

(2) 指導者等

市民活動を計画立案し、運営上指導的地位にある者若しくはこれに準じる者(職務として従事する公務員を除く。)又は市民活動の運営スタッフ等(参加者を除く。)をいう。

- (3) 参加者(次の全ての要件を満たす者)
 - ア 市民活動に参加する者のうち、その市民活動を計画立案せず、かつ、 運営上指導的地位でない者
 - イ 市民団体等が行う市民活動に直接参加する者 直接参加する者とは、市民活動を実際に行う者のことで、サービスの 受け手等の受益者は、含みません。
 - ※ 例えば、ふれあいサロンや子育てサロンの利用者、チャリティーコンサートの観客、講座の聴講者等の単なる来場者・見物人・受講者は参加者とみなしません。
 - ※ 市民活動に直接参加する者に連れ添う子どもは、参加者とみなします。
- (4) 市民活動(次のいずれかに該当する活動)
 - ア 市民団体等が行う青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動等の公益性のある活動で次の要件を満たすもの。
 - (ア) 対価を得ずに自由意志のもとに行う継続的、かつ計画的で公益性の ある活動
 - (イ) 無報酬(実費弁償は無報酬とみなします。)で行う活動
 - イ 市が主催・共催又は市が設立する法人が行う市民活動に類する事業又は活動において、市民が無報酬(実費弁償は無報酬とみなします。)で 行う活動
 - ウ 自宅(自宅敷地内は含まない)と活動場所との間における合理的な経 路往復中に発生した事故を含みます。
- (5) 対象とならない活動 次のような活動や事故等は、市民活動から除きます。
 - (ア) 指導者等又は参加者の故意による場合
 - (イ) 学校管理下における児童生徒の事故
 - (ウ) スポーツ活動を主目的とした団体管理下(スポーツ少年団等)の スポーツ活動中(練習、試合、合宿、遠征中等)における指導者等 以外の団体構成員の活動
 - (エ) 主催者の管理下にない活動
 - (オ) 政治、宗教、営利等を目的とする活動又は職業として行う活動
 - (カ) 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによる 場合

- (キ) 地震、噴火、洪水、津波又は高潮による場合
- (ク) 海外において活動中の事故
- (ケ) 脳疾患、疾病(熱中症等並びに特定疾病は除く。)又は心神喪失による場合
- (コ) 自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による場合
- (サ) 無資格運転又は酒酔い運転による場合
- (シ) 医学的他覚所見のないむち打ち症及び腰痛
- (ス) 山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- (セ) 施設の建設、建築、改造、修理等の工事に起因する事故
- (ソ) 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- (タ) 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外に おける動物に起因して負担する賠償責任
- (チ) 狩猟に起因して負担する賠償責任
- (ツ) その他保険約款等に定められたもの

5 市民活動の具体例

(1) 地域社会活動

自治会活動、河川・公園等公共施設の清掃・草刈り等、防犯・防災活動、防災訓練、防犯対策啓発活動、災害復旧活動、防火・防災に関する啓発活動、スポーツ・レクレーション活動等(※危険度の低いスポーツ)

- (2) 青少年育成活動 子ども会の指導・育成活動・非行防止活動等
- (3) 社会福祉・社会奉仕活動

資源回収・自然保護・緑化活動・害虫駆除、社会福祉施設への支援活動・高齢者・障がい者への支援及び援護活動、交通安全の啓発・地域パトロール・見守り活動・交通安全キャンペーン等

(4) 社会教育活動 文化活動等(講習会・研修会)

※ スポーツを主目的として活動する団体管理下(スポーツ少年団等)のスポーツ活動及び青少年育成活動や文化活動を行う団体管理下の活動の場合、運営・指導活動をする者(指導者等)のみ対象となります。

ただし、公益性があり市民活動と認められる活動(清掃活動、パトロー

ル活動等)の場合は、参加者も対象となる場合があります。

※ 委託料に人件費が計上されている事業、業務(市が依頼、委託した事業、業務も含む)は、対象となりません。

【2】傷害事故及び特定疾病事故

1 対象となる事故

指導者等及び参加者が、市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で死亡し、又は負傷した事故です。

対象となるためには、急激性、偶然性、外来性をそれぞれ満たすものであることが必要です。

- ※ 急激性とは、原因又は結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。言い換えれば、事故が突発的に発生することを意味しています。
- ※ 偶然性とは、原因又は結果の発生を事故者が予知できない状態をいいます。事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるのかのいずれかであることが必要です。
- ※ 外来性とは、原因の発生が事故者の身体に内在するものでなく、身体の 外からの作用によるものをいいます。

2 被補償者

- (1) 市民団体の指導者等
- (2) 市民団体が主催する事業の参加者
- (3) 市又は市が設立する法人が主催する事業の参加者
- ※ 市外居住者も含む

3 補償の種類及び補償金額

補償の種類	補償金額								
通院補償	1日2,000円(90日を限度)								
入院補償	1日3,000円(180日を限度)								
後遺障害補償	15万円~500万円(熱中症、細菌性中毒、ウイルス								
	性中毒は300万円)								
死亡補償	500万円(熱中症、細菌性中毒、ウイルス性食中毒は								
	300万円)								

【3】賠償責任事故

1 対象となる事故

市民団体及び指導者等が市民活動中に発生した、指導者等の過失による事故で、参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故です。

偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任が 発生することが要件となります。

法律上の賠償責任とは、民法第709条に規定された「不法行為の要件」 に該当するもので、いわゆる道義上の賠償責任は対象となりません。

2 被補償者

- (1) 市民団体
- (2) 市民団体の指導者等
- (3) 市又は市が設立した法人

3 補償の種類及び補償限度額

補償の種類	補償限度額							
身体賠償	1人につき1億円、1事故につき5億円							
財物賠償	1事故につき500万円							
保管物賠償	1事故につき1,000万円							

4 免責金額

保険の対象となる賠償事故、1事故につき5,000円です。

- (例1) 賠償金100,000円の場合 100,000円-5,000円=95,000円(補償金額)
- (例2) 賠償金5,000円以下の場合 補償金は支払われません。

【4】もし事故が発生してしまったら(手続きの流れ)

1 電話等で連絡

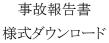
事故が発生した場合は、速やかに団体の代表者等が市民活動支援課まで ご連絡ください。いつ、どこで、だれが、どのような事故にあったか伺い ます。

(物損事故の場合は状況把握のため事故現場の撮影をお願いします。)

- 2 事故報告書等を市民活動支援課に提出 (下記以外に、保険会社等が必要とする書類の 提出を求めることがあります。)
 - ① 事故報告書
 - ② 当日の参加者名簿
 - ③ 会則、規約
 - ④ 年間の活動計画表
 - ⑤ 当日の活動チラシ 等
 - ※ 事故発生当日から数えて2週間を過ぎてから事故報告書を提出する場合には、「事故通知遅延理由書」が必要です。
 - ※ 市民団体を担当する部署がある場合には、その部署が窓口となること があります。
- 3 市民活動支援課から保険会社に事故の報告
- 4 市民活動支援課又は保険会社から負傷者又は代表者に、請求書類の送付
- 5 負傷者又は代表者から、市民活動支援課を経由して、保険会社へ必要 書類を添えて請求書類の提出

例:傷害事故の場合、入院や通院時の領収書のコピー

- 6 保険会社から負傷者等に補償金のお支払い
 - ※ お支払いは、銀行口座に振込となります。





【5】市民活動補償制度Q&A

Q1:要件の中に「無報酬で行う活動」とありますが、有償ボランティアは対象になりますか。

A1:交通費等の実費相当分を支払う程度であれば、補償の対象になります。

Q2:自治会が行う地域の草刈りで、刈払機から小石を飛ばしてしまい、近所 の車を傷つけてしまいましたが、修理の費用は補償されますか。

A2: 刈払機、草刈機、チェーンソー等は、正しい使用方法で発生した事故で あれば、補償の対象となります。

Q3:市外で行った市民活動は、対象になりますか。

A3:市民団体が普段から市内に活動の拠点を置き、活動に公益性や計画性が あるなど要件を満たす事故であれば、補償の対象となります。 ただし、海外で発生した事故は対象外です。

Q4:市外に住んでいる者が怪我をした場合は、対象になりますか。

A 4:被補償者は秦野市民に限定していません。市民団体や活動が要件を満た せば、補償の対象となります。

Q5: 秦野市在住の市民が、市外に活動の拠点がある市民団体に所属し活動する場合は、対象になりますか。

A5:補償の対象外です。活動拠点のある自治体に同様の制度があるか、ご確認ください。

Q6:自治会の夏祭りの来場者が転んで怪我をした場合、対象になりますか。

A 6:単なる来場者は、市民活動に直接参加する者ではありませんので、補償 の対象外です。

ただし、夏祭り主催者が過失により怪我をさせた場合には、賠償責任事故の対象となる可能性があります。

Q7:神社が主催するお祭りの手伝いをしたボランティアが怪我をした場合は、 対象になりますか。

A7:宗教性が高いお祭りは、補償の対象外です。

Q8:営利企業が主催するイベントのボランティア活動は、対象になりますか。

A8:補償の対象外です。主催した企業が別の保険に加入していないか、ご確認ください。

Q9:別の傷害保険に加入している場合でも、対象になりますか。

A9:本制度の傷害事故においては、補償の対象になります。別の傷害保険につ

いては、重複しての給付が可能かご確認ください。

市民活動補償制度についての問合せ先

秦野市 くらし安心部 市民活動支援課(西庁舎3階)〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

 $\begin{array}{l} \text{TEL}: \ 0 \ 4 \ 6 \ 3 - 8 \ 2 - 5 \ 1 \ 1 \ 8 \\ \text{FAX}: \ 0 \ 4 \ 6 \ 3 - 8 \ 2 - 6 \ 7 \ 9 \ 3 \\ \end{array}$

E-mail: siminkatudou@city.hadano.kanagawa.jp